

三木市記者発表資料 (令和5年4月25日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 能出真一 (内線 2230)	かなもの振興係	0794-82-2000 (内線 2233)

タイトル
<p style="text-align: center;">経営革新に伴う設備投資に最大 300 万円を補助 今年度より新たに DX 枠を追加 中小企業の経営革新に必要な設備投資を支援</p>
内容
<p>市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的として設備等を整備する場合に資金の一部を支援します。</p> <p>1 対象者 次の全てに該当する方を対象とします。 ①市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、市内で引き続き 1 年以上事業を営むもの。ただし、風営法の営業許可の対象でないこと。 ②市税を滞納していないこと。</p> <p>2 対象となる設備等 機械・装置、工具・器具等で次の全てに該当するものを対象とします。 また、DX 枠としてハードウェアとソフトウェアの組合せで、DX 趣旨に合致するものも対象とします。 ①市内の事業所に経営の革新を目的として新設、増設又は更新されるものであること。ただし、中古品又はリース契約に基づくものでないこと。 ②補助対象経費が 50 万円以上（消費税等相当額を除く。）のものであること。 ③本市の償却資産課税台帳に登録されるべきものであること。 ④中小企業サポートセンターで内容を確認されているものであること。 ⑤年度内に事業が完了すること。 ⑥再度、補助金を受けようとする事業者は、これまで整備した設備投資の内容が異なっているものであること。 ⑦補助金の交付決定後に整備されるものであり、年度内に事業が完了すること。</p> <p>3 補助金の額 補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額とし、250 万円を限度とします。 ただし、要綱において指定する計画の認定等を取得、または認定申請しており、申請時にその写しを提出している場合は、補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、300 万円を限度とします。 また、DX 枠としてデジタル技術を活用した補助対象設備の場合は、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額とし、300 万円を限度とします。</p>

ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付します。

4 受付期間 5月8日(月)から6月19日(月)まで

5 審 査

提出書類に基づいて審査を行い、評価点数が高いものから予算の範囲内で採択します。一定の評価点数が得られない場合に採択されないことがあります。

6 問合せ先・申込み先

三木市産業振興部商工振興課かなもの振興係 担当：田中、田井
TEL 0794-82-2000 内線 2233

セールスポイント

ビジネス環境の変化への対応を促すため、新たにDX枠を設けました。既存の支援対象に加えて、デジタル技術を活用した経営革新を行う事業者に対し、整備に係る資金の一部を支援します。

ポストコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための設備投資などにお使いいただけます。